



平成 28 年 2 月 15 日

多治見市長 古川雅典 様

多治見市廃棄物減量等推進審議会  
会長 伊藤 秀章

## 消費税増税に係る廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）案

平成 27 年 6 月 30 日付け多環第 579 号により諮問のありました、消費税増税に係る廃棄物処理手数料の見直しについて、廃棄物減量等推進審議会での計 3 回の議論と広報紙での市民への意見募集結果を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

平成 29 年 4 月に消費税率 10%へ引き上げられることに伴う、ごみ処理手数料の消費税分転嫁については、やむを得ないと考えます。なお、ごみ処理手数料（本体価格）の考え方については、今後引き続き検討が必要です。

以下に、結論に至るまでの審議会としての考え方と本市を取りまく課題等について、提言もあわせて報告します。

### 記

#### 1. 諮問に対する審議会の考え方

審議会として、諮問に対する答申にあたり、留意すべき点が挙げられましたので、次の点について報告します。

##### ■留意事項 1：消費税増税にかかる増税分転嫁のあり方

消費税は社会保障の財源として消費者（市民）が消費に応じて等しく負担をする性質から、平成 29 年 4 月からの消費税率 10%への値上げにおいて「ごみ処理手数料」の消費税増税分の転嫁はやむを得ないと考えます。

ただし、市民に本体価格と消費税の違いを理解していただけるよう工夫が必要です。たとえば、現在の内税方式では消費税の負担を実感しにくいため、外税方式としたり、本体価格に対する市民の皆さんの理解を深められるよう情報提供を積極的に行ってください。

##### ■留意事項 2：ごみ処理費用の状況を踏まえた適切な手数料のあり方

諮問で示されたとおり、現行料金から算定したごみ袋 1 セットの本体価格は 476 円になりますが、この本体価格のあり方についての議論は今後も必要です。



平成 17 年 7 月にごみ処理手数料を値上げした際に、ごみ処理費用に対する家庭ごみの負担割合は 3 分の 1、事業ごみの負担割合は 3 分の 2 程度とすることとしました。しかし、現在の負担率はごみ袋では、22～26%程度となっている状況で、年々、処理費用に対する排出者（市民・事業者）の負担割合は減少傾向にあります。

また、ごみ処理手数料はその歳入相当分を廃棄物処理費用、リサイクル、環境美化事業の財源（特定財源）としていることを踏まえると、現在は一般財源（税金）で約 4 分の 3 を負担していることから指定袋制で大切にす原則「ごみ減量に努めた人が報われる制度」と言い難い状況と言えます。

ただし、手数料の見直しについては市民等の直接の負担感を伴うもので、広く意見を聴きながら検討をすべきと考えます。

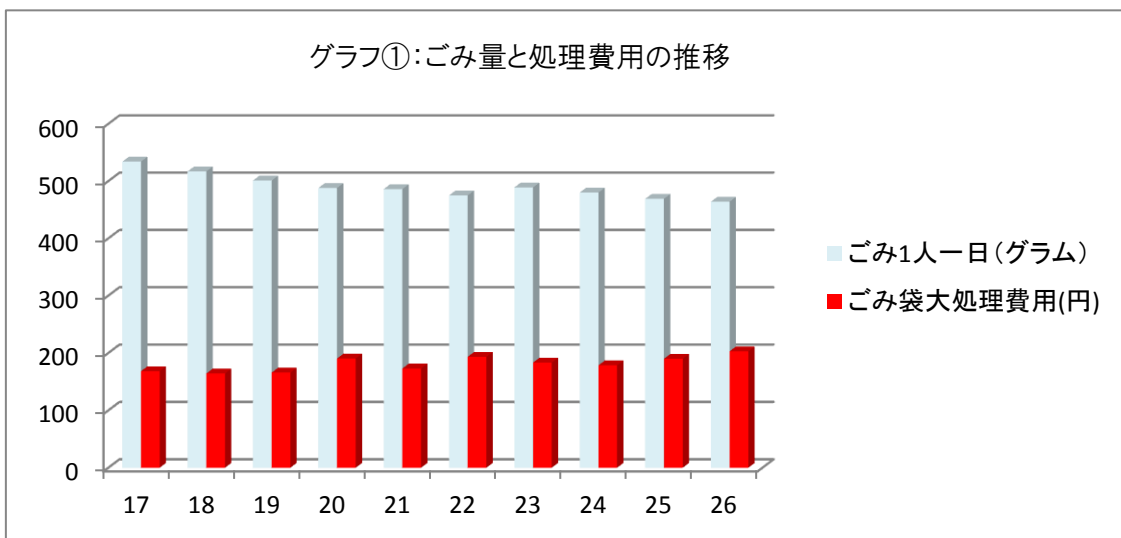
## 2. 現状認識と課題～ごみ処理をとりまく問題点～

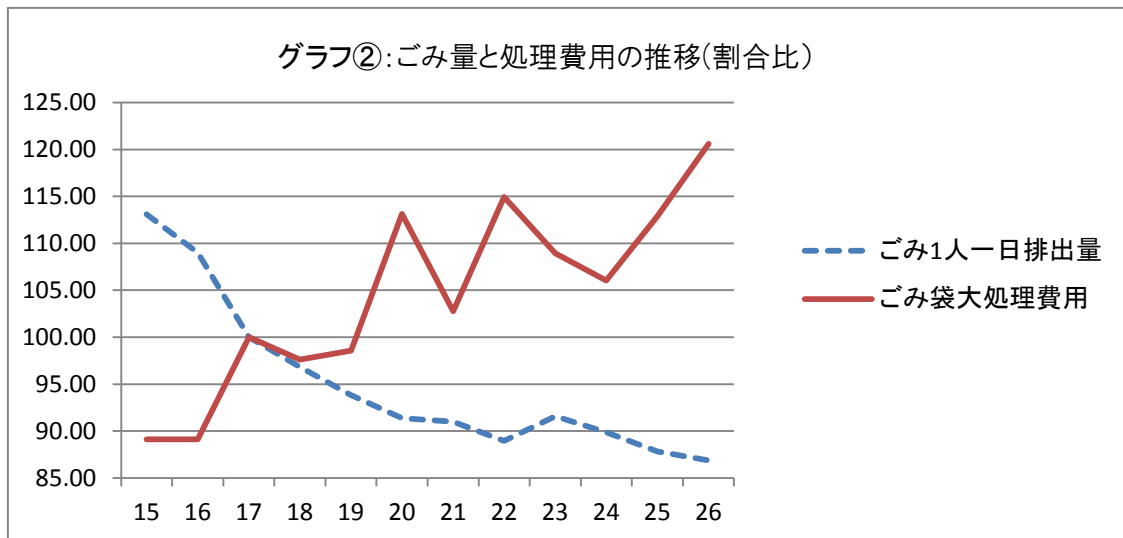
ごみ処理手数料のあり方を議論する際、ごみ処理に係る課題や問題点が挙がりましたので、次で述べていきます。

### ●ごみ減量と処理費用

平成 9 年 1 月に導入した家庭ごみの有料化をきっかけとして、ごみ減量が進んできました。たとえば、1 人 1 日あたりのごみ量は 10 年前（平成 17 年度）と比較し、平成 17 年度 534g から平成 26 年度 464g と 15%程度減少、着実にごみ減量が進んでいると言えます。

これに対し、ごみ処理に要する費用は収集や処理（焼却、再商品化等）にかかる費用が一定程度必要となり、ごみ袋・大 1 袋あたりの処理費用でみると年々上がっている状況となっています。（グラフ①）また、平成 17 年を基準（数値 100）とした場合の推移をみるとグラフ②のとおりとなります。





グラフ②の実線と点線の差が大きくなっており、実線（ごみ処理費用）の上げ幅を抑えることが課題です。

### ●適切な廃棄物処理

現焼却施設のある三の倉センターは、平成15年4月から本格稼働しました。この施設は、コークスベッド式直接熔融炉を採用し、24時間運転で1800度まで温度を高めることによりダイオキシン無害化対策の水準を飛躍的に高め、また余熱を利用した廃棄物発電を行い、場内で使用する電力の一部を賄っています。

この熔融炉の維持には高度な技術が必要とされるため、炉の製造メーカーの関連会社へ業務委託をしています。委託料は、人件費、定期点検や修繕などのメンテナンスを包括して契約し、毎年度同程度の費用が必要となります。また、平成23年度から26年度には施設の長寿命化を図り、平成44年度まで使用できるようになりました。

現在の間・最終処理施設をできるだけ長く使用することで初期投資費用を減らすことはできますが、今後一定の維持費が必要となります。この維持費について、毎年度委託契約（内容、金額等）が適切であるか繰り返し検証することが大切です。

### ●再資源化（リサイクル）のあり方

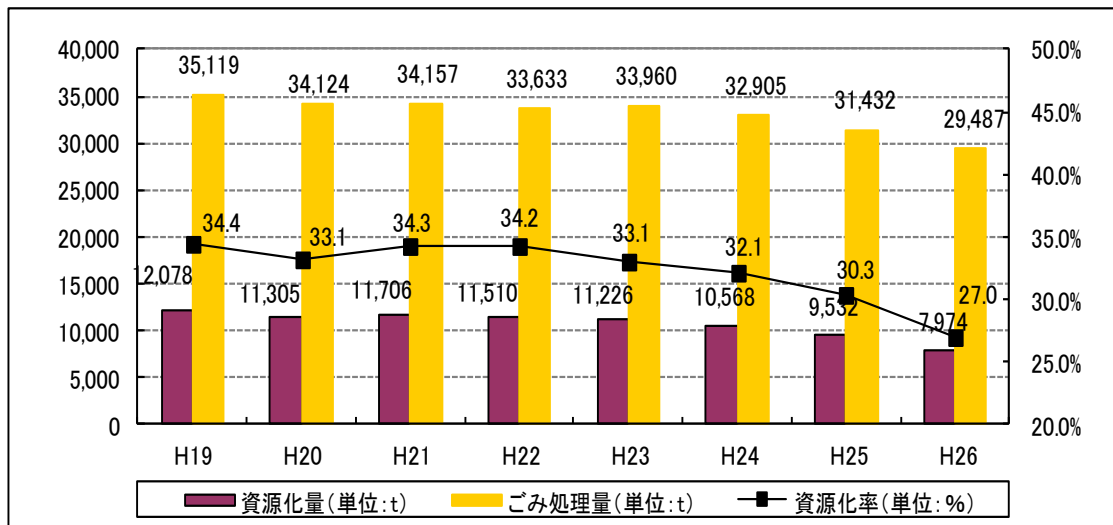
循環型社会を実現するために、平成11年3月に循環型社会システム構想を策定しました。この構想は、最終的に燃やしたり埋立したりするごみを極限まで減らし（ごみ減量）、再資源化（リサイクル）を徹底して行うこととしています。

資源化量及び資源化率の推移については、グラフ③となり、平成26年度の資源化率は27.0%でした。23分別収集を始めた当初は大きく上昇した資源化率ですが、ここ数年は減少しています。新聞店での回収や、店舗等の回収ステーションでの回収量が増加している



ことが要因ではないかと推察されます。

グラフ③：資源化量及び資源化率の推移



燃やすごみの約半数は、紙類・布類と厨芥類（生ごみ）です。今後、これらを資源にすることができれば、資源化率が大幅に上がる可能性もあります。また、プラスチック容器をはじめとする容器包装廃棄物について、分別収集が可能なかどうか検証が必要です。

### 3. 提言

最後に、これまで議論してきた中で、審議会として今後ごみ処理手数料について検討をする際、大切にしていきたいことについて提言します。

現行料金とした平成 17 年度にごみ処理手数料のあり方を検討した時と比べ、燃料等の市況・廃棄物処理センター（新炉建設）・市民人口や消費動向など廃棄物処理をとりまく環境が大きく変化しています。また、平成 24 年度に検討した際、市民の減量努力に報いるとして料金を据え置きしましたが、平成 29 年 4 月の消費税率引き上げに伴う今回の検討から、2 で示したような課題や今後検証すべき点が浮かんできました。市民と行政、事業者が協力し、改善、解決策を見出すよう努めてください。

「ごみ」は、市民生活から切り離すことができない問題だからこそ、行政だけでなく市民が率先して廃棄物処理とごみ処理手数料それぞれのあり方について、考える機会にしていきたいと考えます。